

解体工事・改修工事を行う事業者の皆様へ

令和4年1月11日

事業者 各位

改正石綿則等に係る説明動画の配信等について

平素より労働基準行政の推進に格段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法が改正され、令和4年4月1日以降に着工する一定の解体・改修工事の事前調査結果について、電子システムによる報告が必要となる等の規制強化が行われたところです。

つきましては、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の改正内容の説明動画を下記の静岡労働局ホームページ及び静岡県ホームページで配信しましたので、ご視聴いただきますようお願い申し上げます。

記

●石綿障害予防規則の改正関係



(検索ワード例：**静岡労働局 石綿**)

●大気汚染防止法の改正関係



(検索ワード例：**静岡県 石綿**)

※「大気汚染防止法」については環境省所管の法令であるため、当該法令に関するお問合せは各自治体の大気汚染防止係様あてをお願いします。

【お知らせ】

「事前調査結果報告システム」の
ユーザーテストが
1月18日から開始されます！



【問合せ先】

静岡労働局労働基準部健康安全課
☎054-254-6314